科学研究費助成事業

平成 2 9 年 6 月 1 日現在

研究成果報告書



	니坊
機関番号: 1 2 1 0 2	
研究種目: 基盤研究(C)(一般)	
研究期間: 2014 ~ 2016	
課題番号: 2 6 3 8 0 1 2 1	
研究課題名(和文)倒産手続における目的物の変動した債権の効力貫徹に関する研究	
研究課題名(英文)A study of the effect of rights which changed the objects in liquidation	
 研究代表者	
直井 義典 (NAOI, Yoshinori)	
筑波大学・ビジネスサイエンス系・准教授	
研究者番号:20448343	
交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,600,000円	

研究成果の概要(和文):本研究においては、担保目的物が担保権設定後に変動した場合に倒産手続においてい かなる効力が認められるのか、代替可能物の担保化の要件・効果につきフランス法を検討した。その結果、当事 者意思による代替可能性の付与を認めることで取引の安全が害されること、金銭の担保化が倒産手続内で有する 効力についてはフランスでも明らかとはなっていないこと、フランスでは基本的には裁判所の監督下での当事者 による質権実行により担保目的物が変容するが倒産手続ではそれは停止されることが、明らかとなった。

研究成果の概要(英文): In this study, I examined the requirements of affection and the effects of the security interest which the object is fungible goods in the French law, and showed the effects of the security interest in liquidation when the objects are changed after the affection. In consequence, it proved that the approval of the fungibility by the consent of the parties will threaten the security of the transacions, and that the effect of the pledge of money in liquidation is uncertain in France. In France, generally, the objects of security interests will change through the enforcement of security by the pledgee under the controle of court, but the private enforcement is prohibited inliquidation.

研究分野:民法

キーワード: 質権 倒産 不法行為

1.研究開始当初の背景

(1) 経済情勢の悪化による世界的な倒産件 数の増加により、倒産の者の債権者をはじめ とする権利者相互間での債権回収をめぐる 争いが激しさを増している。

研究代表者は従前から、債務者倒産時に優 先的な救済を受けることができる権利につ いて研究を進め、この研究を通じて、優先的 救済を受ける権利は大きく分けて、物権とし ての効力を維持しているために優先的救済 を受けるものと、債権ではあるが特別に優先 的な地位を認められるものに分かれるとの 認識に至った。

(2) 前者については、物権の保持される範囲 の問題であることから、目的物変動時の物権 の効力についての検討、具体的には物上代位 の妥当範囲・要件の問題の検討を加えていた。 もっとも、代替可能物の担保化を認めたフラ ンスの 2006 年担保法改正や信託については、 研究が翻訳や条文解釈レベルにとどまって おり、物上代位論に与える影響など、理論的 な分析は不十分な状況にあった。しかしなが らとりわけ代替可能物の担保化は動産・売掛 金担保融資(ABL)に関する問題の一環とし てわが国でも議論が進展しつつある問題で あり、フランス法について検討することには 意義があった。またこれに関連して、集合物 の譲渡担保における物上代位の妥当範囲に 関する最高裁決定を分析したところ、営業の 継続性と物上代位のか人が関連付けられて おり、集合物条に担保物権の効力が及ばなく なることが物上代位の成立要件と考えられ た。しかし、集合物条の担保が個々の構成物 の変動にもかかわらず効力を維持し続ける こと自体を物上代位によって説明する学説 もフランスでは以前から有力であり、集合物 条の担保物権と物上代位との関係について は、物上代位の定義論の見直しから得られる ものがあるのではないかと考えられる状況 にあった。

担保目的物の流動化を極度に推し進めた 場合、金銭債権あるいは金銭そのものの担保 化の問題が生じてくる。わが国の金融実務で は特に預金債権の担保化、特に質入が問題で あり、すでに一応の検討が加えられていた。 しかし、質権そのものについての議論自体が 従来は活発ではなく、預金債権の担保化につ いては債権質権者の有する地位について再 検討した上で構成を見直すことが求められ ていた。

(3) 後者については、従来は物権が債権化した場合には倒産手続内での優先弁済効は失われるということが比較的単純に述べられることも多かったが、金銭盗取時の被害者の地位に関するドイツ法における価値追跡論やアメリカ法における中間最低残高ルールの紹介を通じて、上記のような単純な処理には再検討が迫られていた。研究代表者は、物権が債権化しない場合とはどのような場合であるかについて、添付の場合の取戻権と共

有物分割方法とについて検討を加え、これら の原因によって償金請求権が発生する場合 であっても、不当利得返還請求権として位置 付けられている償金請求権を倒産手続内で 単なる債権としては扱わない方策を検討し、 それと同時に添付の成立を回避することに よって償金請求権を発生させないようにし ていることがあるとの指摘を行っていた。ま た、明文規定によって倒産手続における優先 的弁済を確保する制度としては代償的取戻 権があり、この制度に就いては物上代位権と の関係も含めてすでに検討がなされていた ところである。

他方、倒産法学説では、不法行為に基づく 損害賠償請求権の倒産手続における取扱い が、太洋デパート火災などを契機として旧法 時代から議論されてきた。近時も、会社更生 においては、平等原則を衡平の見地から修正 することや弁済許可を活用することが説か れていた。しかしこれらはあくまでも具体的 事例の解決に際して個別に採用される手法 であって安定性を欠くという欠陥があるこ とから損害賠償請求権が倒産手続内で占め る位置づけについての検討が要請される状 況にあった。

2.研究の目的

目的物の姿態変化にもかかわらず倒産手 続内で優先的な弁済を受け得るための要件 を明らかにするという問題意識から、本研究 の目的は以下の3点におかれた。

第1に、フランスの2006年担保法改正に おける代替可能物の担保化や信託財産の位 置づけに関する検討を行い、物上代位論の妥 当領域やABLにおける在庫から売掛金へと 担保目的物が変動する局面の理論的説明の 素材とすることである。

第2に、金銭債権や金銭そのものの担保化 について検討するための基礎的作業として、 権利質権者の有する権限ならびにその対抗 要件について従来の学説を再検討すること である。

第3に、不法行為に基づいて発生した損害 賠償請求権を中心として、倒産手続内で債権 が有する地位につき検討することである。そ の際、優先権付与の手法としていかなるもの があるのか、立法論も含めて検討を加え、そ うした立法論が支持されるためにはいかな る要素か当該債権に備わっていることを要 するのかを分析する。

3.研究の方法

(1) まず、フランスの目的物流動型担保に ついて 2006 年担保法改正の趣旨・運用状況 に主眼を置いた検討を、2006 年改正法の草 案・教科書・判例・裁判例を利用して行うこ ととする。このうち、判例・裁判例について は破毀院判例を中心としたインターネット に公開されているものに加え、Dalloz などの 商業雑誌を中心に収集する。この作業を行う にあたっては、わが国でも譲渡担保と信託との関連性が20世紀の初頭から指摘されており、フランスにおいても2007年に信託(フィデュシー)が導入されてその後も引き続いて法文の改正が行われていることから、信託に関する教科書の記述も参照する。

(2) 権利質権者の有する権限についての検討作業として、フランスにおいて質権がどのような権利として理解されているのか、民法上の議論のみならず商法上の議論も含めて、教科書や雑誌論文を用いて検討する。

その上でこうした質権の一般論が代替可 能物を目的とする動産質や金銭債権を目的 とする権利質についていかなる変容を見せ るのかを検討すべく、債権譲渡の手法による 債権担保化を可能としたダイイ法などの特 別法に関する教科書や雑誌論文の記述を検 討する。

また、同様の問題がわが国でどのように考 えられてきたのか、預金債権の担保化(質入 ならびに譲渡担保化)に関する議論が比較的 進んでいることから、この問題を取り扱う論 文を検討する。

(3) 倒産手続における不法行為請求権の処 遇について、従来のわが国における判例・学 説の議論を分析するとともに、倒産手続内で の他の債権の処遇との比較を行う。破歳の場 合について言えば、取戻権・別除権の認めら れる債権とそれが認められない債権との差 異について検討することから始める。

4.研究成果

(1) フランスにおいては 2006 年担保法改正 によって代替可能物の担保化特に質入れが 可能となった。代替可能物概念が争われた判 例・裁判例を分析した結果、破毀院は代替可 能性をきわめて緩やかに認める傾向にある ものの、これが事実審の専権事項であるため に統一的な基準は示されておらず、例えば薬 品の場合には効能・分子構造・有効期限・ロ ット番号等のどこまでの同一性を求めるか によって代替可能性の有無が異なる。また、 担保法において、代替可能性は担保権設定当 事者の合意によっても肯定されるものとの 見解が支持されている。このことの原因とし ては、契約法においては主として特定履行が 問題となるのに対して、担保法においては価 値の把握に主眼が置かれているためと考え られた。しかし、このように設定当事者の主 観によって付与された代替可能性を第三者 にも対抗できるかは別問題である。この点に ついて破毀院は代替車に対抗可能と判示し たものの、有力学説はこぞって批判的である。

また、代替可能性と物上代位との違いにつ いては従前の担保目的物の消失と新たな担 保目的物の獲得との間の牽連性の有無によ って判断する見解が有力ではあるが、目的物 の特定性ゆえに物上代位で説明可能とする 見解も見られる。

代替可能物の質入れについては占有移転 型のほかに占有非移転型のものが認められ ており、後者では質権の公示が第三者対抗要 件とされた。このことは、従来からの占有移 転型担保としての質権の位置づけに大きな 変化をもたらすものである。また、占有移転 型では質権の目的物について分別管理義務 を課すことによって、質権の目的である代替 可能物が質権者の所有物と混和することに よって質権が消滅することがないようにさ れている。しかしこの分娩管理義務は当事者 の合意によって免除可能とされており、この 場合は代替可能物の所有権が質権者に移転 するものと解されることとも相まって、果た して質権設定があると言えるのか、信託譲渡 があるというべきなのではないかが疑問視 されている。破毀院は所有権の所在について はそれほど重視することなく質権設定と解 している。

(2) 動産質の実行に関しては、フランス法が 流質を明文で認めたことが目につくが、禁止 規定のあった旧法下においても、債権者が流 質を通じて暴利を得る恐れがあるというの でない限り流質は禁止されないとの見解が 有力だったのであり、わが国でも清算義務を 課すことで流質を認めることは可能と考え られる。ただ、その際にはフランス法と同様 に設定者ならびに設定者の一般債権者を保 護する方策を講じる必要があるのであり、質 物の客観的評価の保証と債権者の不当利得 防止の確保が要請される。これは鑑定人によ る評価制度と清算金の支払い義務とによっ て制度化されている。

他方でフランスでは強制売買条項は禁じ られている。質物の処分は民事執行手続を介 してなされなければならないことを理由と する。ねっとね、民事執行手続とは言っても 裁判所が主体となって手続を進行するので はなく、裁判所は手続の公正さを確保する役 割を有するにとどまり、設定者による任意売 却が認められているように担保権設定の当 事者が主体となって手続が進行するのであ る。この点で、裁判所が主体となって執行手 続を進めるわが国とは位置づけが異なって おり、フランスにおける方が裁判所外での実 行を可能とする非典型担保利用へのニーズ は少ないものと評価できそうである。逆に言 えば、わが国においては担保権実行手続が煩 雑に過ぎることから非典型担保が利用され ている側面があるのではないかと考えられ る。

(3) 質権の設定方法として遺言は認められ るか。この問題は質権設定契約が要物契約で あるのか諾成契約であるのかに関わり、諾成 契約であるとすると契約成立時と効力発生 時、すなわち質物の占有移転時との間に時間 差がある場合には、目的物の変動が生じるこ とも考えられる。

旧民法典では一定の目的であれば遺言に よる抵当権設定・不動産質権設定が認められ ていたが、動産質・権利質については規定を 欠いていた。これは、内容に変化は見られる ものの、ベルギー抵当権法に遡ることの規定 である。同法では、遺言による抵当権設定は、 一般抵当権を廃止する目的で導入されたの だが、学説上は利用目的を制限しない考え方 も主張されていた。

わが国の学説で遺言による抵当権・質権の 設定を取り上げるものは多くないが、これを 否定する見解として、遺言法学説と担保法学 説のいずれからも、遺言によっては単独行為 のみが可能であり担保権設定は契約である から認められないとするものがあるのが目 につくくらいである。しかしこうした理由づ けに説得力があるとは考え難く、遺言信託に よる質権設定も可能と考えられることから、 遺言による質権設定は認めてよいものと考 えられる。

(4) 代替可能物の最たるものが金銭である が、金銭の担保化にあたっては、混和の可能 性に差異があるため、通貨と預金とを分けて 論じるのが適切である。フランスの改正担保 法はこれを受けて、預金をさらに流動性を維 持している預金通貨の質入れと閉鎖預金口 座に入金されている一定額の預金通貨を目 的とする質権とに分ける。

通貨の担保化は質権の一種として位置付 けられていたが、所有権が移転する点で非典 型の質権であると説明されていた。しかし、 所有権移転型の質権という考え方には学説 からの強い反発が見られた。この点につき、 2006年改正担保法では所有権移転型質権が 明文を持って規定され、通貨の担保化は書面 を作成すれば可能であることが明らかとさ れた。担保権の実行方法は法定相殺である。 設定者に倒産手続が開始された場合、観察期 間内は質権実行ができないが、相殺は認めら れている。清算手続に入ると質権実行が可能 とされる。

預金通貨の担保化においては、代替可能物 の混和という問題を回避することができる。 そして担保権者に金銭の処分権原が与えら れていることから、預金は債権ではなく債権 質ではないとの性質決定がなされている。

閉鎖預金口座の担保化の方法としては、質 権設定と担保信託の2つの方法が考えられる。 質権が設定された場合、質権者には分別管理 義務が課されるものの講座が管理されるこ とでこの要件は満たされるから、金銭の所有 権は質権者には移転しない。これに対して担 保信託の場合は所有権が担保権者に移転す ることとなる。ここでも実行方法は相殺であ るが、流質は禁止規定が存在していた旧法の 時代から肯定されていた。

流動口座の担保化は明文で債権質による こととされる。

請求権の倒産手続内における処遇について、 解釈論としては破産債権・再生債権・更生債 権として扱うよりない。そこで立法論として いかなる構成が考えられるかが問題となる が、まずこうした債権を倒産手続内で優先的 に弁済することを正当化する根拠としては、 法益の重大性、保険金請求権が発生する場合 においてはその発生と不法行為との間の牽 連性、被害者による加害者への信用供与の欠 如が挙げられる。その上で種々の方法を検討 することとなるが、民事再生法 85 条 5 項等 の少額債権としての扱い、請求権額の水増し、 日免責債権としての扱い、直接請求権の付与、 債権者代位権の行使、先取特権等の担保物権 の付与、問屋破産の法理の類推による取戻権 の付与、信託・基金の設定といった方法が考 えられる。こうした中で、直接請求権の付与 と先取特権の付与とが立法論としては特に 検討するに値する。

もっとも、第三債務者が存する場合に被害 者に先取特権を付与したとしても、第三債務 者による加害者への弁済、加害者の一般債 権者による第三債務者に対する請求権の差 押え、加害者の倒産手続開始といった要因 によって、被害者が優先的な弁済を受けら れないこともある。そこで保険法 22 条、 自賠法 16条、民法 613条等を分析した結 果、被害者の数、第三債務者の存在の被害 者への明確性、加害者の有する弁済請求権 限の制限等を加味して、先取特権構成と直 接請求権構成がおおむね適切に使い分けら れていることが判明した。また、加害者が 第三債務者に対して有する請求権の譲渡・ 担保化・差押えについては個々の規定によ ってその可否が決せられているが、こうし た請求権の有する目的が被害者の救済にあ るか否かによるものと分析された。立法論 としても以上の要素を考慮することが求め られる。

5.主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 6件) <u>直井義典</u>、フランスにおける代替可能物の 担保化、筑波ロー・ジャーナル 17 号 73-102 頁、2014 年、査読無

<u>直井義典</u>、動産売買先取特権の物上代位 (1)、『民法判例百選 (第7版)』158-159 頁、2015年、査読無

<u>直井義典</u>、フランスにおける動産質権の実 行、筑波ロー・ジャーナル 19 号 25-60 頁、 2015 年、査読無

<u>直井義典</u>、遺言による質権の設定について、 筑波ロー・ジャーナル 20 号 149-171 頁、2016

(5) 不法行為に基づいて発生した損害賠償

年、査読無

<u>直井義典</u>、倒産手続における不法行為に基 づく損害賠償請求権の処遇に関する序論的 考察、筑波ロー・ジャーナル 21 号 153-168 頁、2016 年、査読無

⑥直井義典、フランスにおける金銭上の担保 権の効力について、『市民生活と現代法理論』 143-164 頁、査読無

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6.研究組織

(1)研究代表者
直井 義典(Naoi, Yoshinori)
筑波大学・ビジネスサイエンス系・准教授
研究者番号: 20448343